

# 光市立浅江中学校PTA規約

## 第1条 本規約の目的

本規約は、光市立浅江中学校（以下、「本校」と呼ぶ）のPTAが掲げる目的を達成させるための運営の遵守事項を定めることを目的とする。

## 第2条 名称と事務局

本会は、光市立浅江中学校PTAと称し、事務局を浅江中学校に置く。

## 第3条 本会の目的

本会は、会員相互の資質を高め、研修や親睦を深め、ひいては家庭・学校・地域の連携を育み、教育の推進と向上を図ることを目的とする。

## 第4条 会員資格

本会は、本校生徒の保護者と教職員をもって構成する。ただし、顧問はこの限りではない。

## 第5条 本会の事業

本会は、本規約第3条の「本会の目的」達成のために次の事業を推進する。

- (1) 会員相互の研修、親睦の事業
- (2) 施設、設備環境等の充実と改善に関する事業
- (3) 教職員の研修助成に関する事業
- (4) 生徒の学習や健康に関する事業
- (5) 光市PTA連合会等の広域なPTA活動に関する事業
- (6) コミュニティ・スクールへの参画を通じた学校・地域との連携に関する事業
- (7) 浅江小学校PTAとの連携による共通課題に関する事業
- (8) その他、本会の目的に適する事業

## 第6条 組織と人員

本会は、総会、総務委員会（事務局含む）、専門部により構成される。各組織は、次に掲げる人員により構成される。

- (1) 総会：保護者と教職員の全員
- (2) 総務委員会：会長、会長補佐、副会長、幹事、専門部部長、事務局員、顧問
- (3) 専門部：心の教育部、学力向上部、体力つくり部、広報部
- (4) 監査

## 第7条 総務委員と選出方法

総務委員とは、会長、会長補佐、副会長、幹事ならびに監査、顧問と各専門部部長をいい、次の人員数とする。

- (1) 会長：1名
- (2) 会長補佐：会長が必要と認めた場合に若干名

- (3)副会長:3名以上
- (4)幹事:若干名
- (5)各専門部部長1名
- (6)顧問:若干名(うち1名は、校長とする。)

#### 7-2. 選出方法

総務委員会から推薦され、総会の承認を得なければならない。

ただし、顧問は、総会の承認によらず、1名は校長とする。また、必要により、会長と校長の合意により若干名をおくことができる。

#### 7-3. 事務

校長に任命された事務局主任を総務委員会事務局に、事務職員を常任委員会に専任としておく。

### 第8条 専門部員と選出方法

専門部とは、心の教育部、学力向上部、体力つくり部、広報部のことをいい、各部とも部長1名、副部長1名程度を含む体制とする。

#### 8-2. 選出方法

専門部全体として、各学年から同じ程度の割合で互選し、各専門部へ配属する。人員の不足が考えられる場合には、会長が委嘱することができる。各部の人員構成は、総会の承認を得なければならない。

### 第9条 補員と選出方法

補員とは、各部員に欠員が生じた場合に、必要に応じ補填される人員をいい、9名程度とする。

#### 9-2. 選出方法

各学年から同じ程度の割合で互選し、補員名簿に収載する。

補員名簿の収載順位からを補填の順位とする。

#### 9-3. 補填の方法

欠員が生じた場合、会長と欠員が生じた専門部の部長(もしくは副部長)が協議し、補填人数を決定する。

### 第10条 総務委員会及び役員の任務と任期

総務委員会は、本規約の第3条「本会の目的」ならびに第5条「本会の事業」に掲げる事業達成のために必要な方針を策定し、本会の指針と方策を実行する。

10-1. 会長は、本会を代表し、本会を総括する。

10-2. 会長補佐は、会長と責務を分担し、常に会長と協議・協調する。会長不在の際は、これを代行する。

10-3. 副会長は、会長と会長補佐の指示のもと、責務を遂行し、会長と会長補佐不在の際は、これを代行する。

10-4. 幹事は、会長、会長補佐ならびに副会長を補佐し、会務を処理する。

10-5. 顧問は、会長に対し必要な助言を行う。

10-6. 各専門部部長は、各取組の責任を分担するなどし、部員とともに専門部の事業遂行にあたる。

10-7. 総務役員の任期は2年間とし、顧問、各専門部部長の任期は1年間とするが、再選を妨げない。

## 第11条 専門部の任務と任期

- 各専門部は、本規約の第5条「本会の事業」に掲げる事業達成のための活動を行う。
- 11-2. 心の教育部は、生徒の心の健全育成に関する活動を行う。
- 11-3. 心の教育部は、コミュニティ・スクールのプロジェクト部会（心の教育部会）及び企画推進委員会に参画し、生徒の豊かな心を育むための方策（プロジェクト）を実行する。
- 11-4. 学力向上部は、生徒、保護者の人権への理解と意識向上、生徒の学力向上に関する活動を行う。
- 11-5. 学力向上部は、コミュニティ・スクールのプロジェクト部会（学力向上部会）及び企画推進委員会に参画し、生徒の学力を向上させるための方策（プロジェクト）を実行する。
- 11-6. 体力つくり部は、生徒の健康と保健・体育に関する活動を行う。
- 11-7. 体力つくり部は、コミュニティ・スクールのプロジェクト部会（体力つくり部会）及び企画推進委員会に参画し、生徒の健やかな体づくりのための方策（プロジェクト）を実行する。
- 11-8. 広報部は、総務委員会と連携してPTA活動の広報と生徒・教職員をはじめとする学校の取組を取り材し、必要に応じて地域への広報に努める。
- 11-9. 専門部員の任期は、1年間とする。

## 第12条 コミュニティ・スクール（CS）への参画

本規約5条の「本会の事業」に含まれるコミュニティ・スクールへの参画について、以下の通り定める。

会長もしくは会長とその他複数名は、光市教育委員会からコミュニティ・スクールの学校運営協議会委員に委嘱された場合には、学校運営協議会に参画する。また、各専門部の部長は、学校からコミュニティ・スクールの企画推進委員に委嘱された場合には、企画推進委員会に参画する。

## 第14条 監査

- 監査は、本会の会計を監査する。
- 監査は、会長と校長により委嘱され、総会の承認を得る。
- 14-2 監査の任期は1年間とする。

## 第15条 総会

- 総会は、毎年1回（4月頃）に定期開催し、予算審議等の重要事項を審議する議決機関とする。
- 15-2. 総会の成立
- PTA会員の過半数以上の出席（委任を含む）で総会の成立とする。
- 15-3. 臨時総会
- 総務委員会において必要と認められた場合には、臨時総会を招集することができる。

## 第16条 総会での議決事項

- 本会の総会では、次の事項を審議し、議決は出席者の過半数で成立する。
- (1) 前年度の事業報告と会計決算報告（PTA会計と後援会会計）
  - (2) 本年度の事業計画と予算の審議（PTA会計と後援会会計）
  - (3) 役員推薦者、選出者の承認（総務委員と後援会兼務）
  - (4) 規約改定（PTAと後援会）
  - (5) その他必要事項の審議（PTAと後援会、その他）

## 第17条 緊急時の審議と議決

緊急時で即応性が重視される局面における緊急事項は、常任委員会が総会に代わって審議、議決することができる。

(本項は、事故・事件・災害を想定する。)

17-2. 緊急時で即応性が重視される局面における緊急事項で、総務委員会の開催が困難である場合には、会長及び副会長が総会に代わって審議、議決することができる。

## 第18条 経費

本会の経費は、会費と入会金、事業収益金等をもって運営する。

18-2. 本会の入会金は、新入時に100円を徴収する。退会時に返金はしない。

18-3. 本会の会費は、月額250円とし、第一子、第二子ともに同額とする。

18-4. 本会の事業収入は、見込み予算として予算化しておく。(友愛セール等)

## 第19条 会計年度

本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月末日までとする。

## 制改定の経緯

昭和34年	4月28日	旧約を廃止し、本規約を施行する。
昭和45年	1月25日	第2・5・11条の一部改正
昭和50年	4月25日	第11条の一部改正
昭和52年	4月26日	第11条の一部改正
昭和60年	4月24日	第2・5・11条の一部改正
昭和61年	4月19日	第11条の一部改正
平成 2年	4月21日	第11条の一部改正
平成 2年	11月 5日	会の名称変更(常任委員会に委託されていた。)
平成 3年	12月10日	同・育友会規約をPTAに規約改正
平成 9年	4月19日	第5条(1)の一部改正
平成18年	4月28日	第5条(1)、(4)、(5)の一部改正
平成21年	4月30日	第5条(1)の一部改正
平成22年	4月28日	第5条(5)の削除

平成29年 4月22日	第1条(本規約の目的)を新設 第2条(名称と事務局)を詳述 第4条(会員資格)に本校生徒の保護者と教職員以外の規定を追加 第5条(本会事業)に(5)広域PTA活動、(6)コミュニティ・スクール活動、(7)浅江小PTAとの連携の各項目を追加 第6条(組織と人員)(2)に会長(補佐)を追加、(4)専門部を5部会から3部会に変更 第7条(常任委員と選出方法)に会長(補佐)を追加 第8条(専門部員と選出方法)を3部会に変更 その他、総務委員会、常任委員会、専門部会の任務を詳述、緊急時の対応を規定
令和 2年 5月 7日	第5条(本会事業)(6)「コミュニティ・スクールの活動」を「コミュニティ・スクールへの参画」に変更 第8条(専門部員と選出方法)副部長の人数を2名程度に変更 第12条(専門部の任務と任期)「コミュニティ・スクールの活動においては」を、「コミュニティ・スクールの」に変更 第13条(コミュニティ・スクールへの参画)「学校運営委員」を「学校運営協議会委員」に、「学校運営委員会」を「学校運営協議会」変更
令和6年 5月 2日	第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第13条、第15条、第16条、第17条の一部改正 第11条の削除